

令和5年1月31日
子ども家庭支援センター

ヤングケアラー・コーディネーターの配置について

ヤングケアラー実態調査の結果を踏まえ、支援が必要な家庭に対して適切な支援ができるよう、子ども家庭支援センターに専門的な知見のあるヤングケアラー・コーディネーターを担う職員を配置し、ヤングケアラーの早期把握と適切な支援につなげます。

1 背景および課題

区はこれまで、ヤングケアラーについて、区ホームページやリーフレット等で広く周知するとともに、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関と情報を共有し、生育環境に課題のある家庭を直接訪問して、実態を把握し、適切な支援につなげています。

一方で、子ども本人と家族にヤングケアラーという自覚がない、家庭内のデリケートな問題を周囲に知られたくないなどの理由から、支援が必要な家庭であっても表面化しにくく、支援に繋がりにくい状況があります。

今回の調査で、区においても、潜在的なヤングケアラーが一定数いることが判明したことから、ヤングケアラーの早期発見及び円滑な支援の実施に向けた、関係機関の連携と支援事業の強化が必要です。

2 ヤングケアラー・コーディネーターの配置

- (1) 配置人数 2名
- (2) 採用形態 会計年度任用職員
- (3) 配置開始 令和5年4月1日
- (4) 勤務形態 原則として週4日勤務、午前8時30分～午後5時15分
- (5) 資格要件 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師のいずれかの資格を有し、児童相談所の虐待相談や生活保護ケースワーカー等の福祉相談業務に3年以上従事している者
- (6) 業務内容
 - ア 庁内関連部署（各支所福祉総合窓口等）からのヤングケアラーに関する相談を受け、助言を行います。
 - イ 区民への周知及び区職員や事業所職員等支援者向けの研修を行います。
 - ウ ヤングケアラー支援に関する行政機関とのケース検討会等の調整や、民間団体との具体的な支援等について連携を図ります。



子ども家庭支援センターに「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、
ヤングケアラーへの支援を強化します！

令和4年12月22日
区長記者発表

令和4年9月 ヤングケアラー実態調査を実施

■子どもを対象にした調査■

家族などの面倒を見ている子どもが、区がヤングケアラーと把握していた件数より多かった！



本人や家族にヤングケアラーの認識がない

困っても周りに相談していない

早期発見や子どもの状況把握と同時に、いかに家庭に介入していくかが課題！

■高齢者・障害者・子育て支援に関わる事業所を対象にした調査■ ※数値は速報値

Q あなたは「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがありますか？

A 「聞いたことはあり、事業所として意識して対応している」……………25.6%

「聞いたことはあるが、事業所としては特別な対応をしていない」…………… **61.1%**

言葉の認識はあるが、「ヤングケアラー」に関する取り組みがなかなか進んでいない！

関係機関や事業者の「ヤングケアラー」への意識を高め、潜在的ヤングケアラーを早期発見！
家庭の状況を把握し、速やかに適切な支援につないでいくことが必要！

令和5年度
から

そこで

ヤングケアラー・コーディネーター を配置して組織体制を強化！

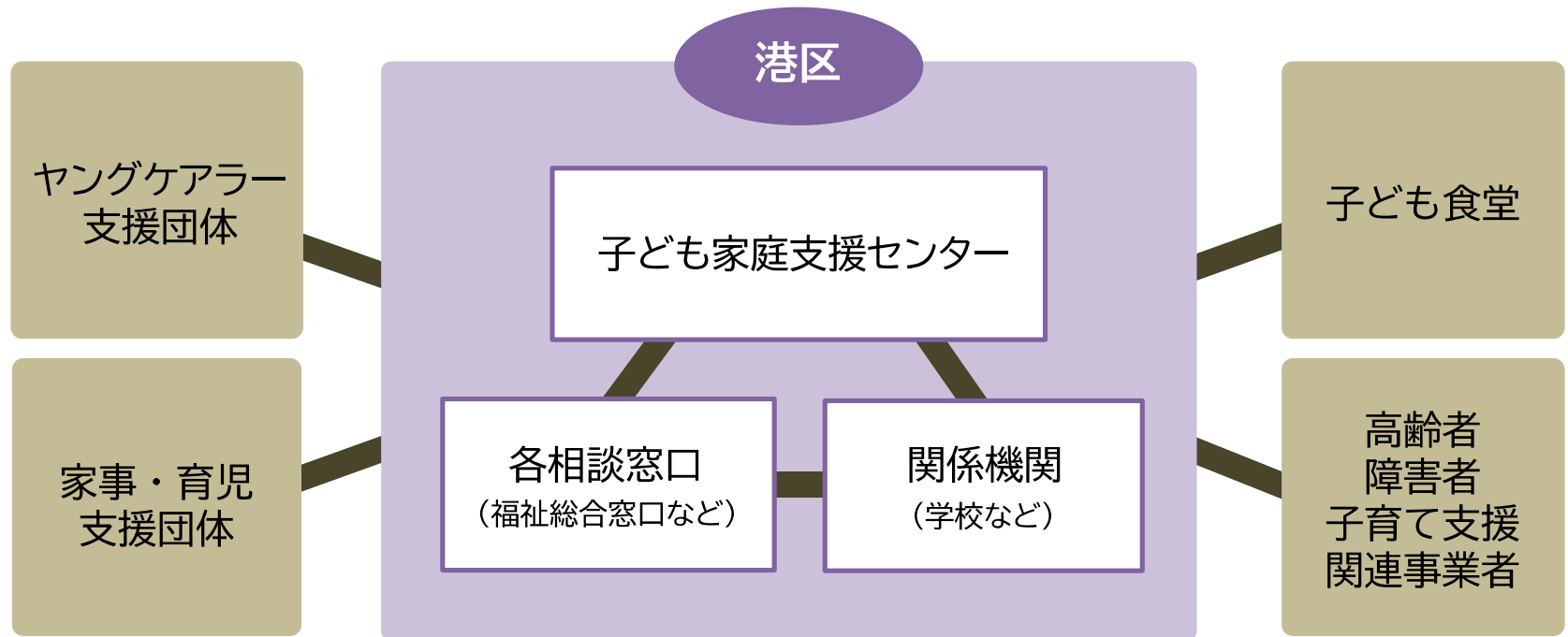
相談窓口となる職員や支援者に助言・指導をするスーパーバイザーの役割を担う！

- 配置人数 2人(週4日勤務)
- 配置時期 令和5年4月1日から
- 要資格等 社会福祉士、精神保健福祉士または保健師の資格を有し、かつ虐待相談や生活保護ケースワーカーなど福祉相談経験3年以上
- 業務内容
 - 庁内関連部署からの相談を受けて助言
 - 区民への周知や、区職員や事業所職員など支援者向けの研修を実施
 - ヤングケアラー支援に関する関係機関とのケース検討会などの調整や、民間団体との具体的な支援などについて連携を図る



コーディネーター配置による効果

現在の支援体制



コーディネーター配置による効果

令和5年度からの支援体制

